多路処分場の機能検査のごあんない





特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会 (略称:NPO·LSA)

1. はじめに

NPO・LSA は平成 17 年 10 月に最終処分場の施設・設備について、その機能を第三者の立場で検査し、トラブルを未然に防止する目的で最終処分場機能検査者資格認定制度を立ち上げました。

平成22年5月には「廃棄物処理法の一部改正」において、最終処分場定期検査 が義務づけられました。最終処分場の維持管理に機能検査資格が非常に重要といえ ます。

機能検査者資格は最終処分場の機能検査が行える資格というだけではなく、計画・設計・施工・維持管理・閉鎖・廃止に至る最終処分場に関する広範な知見を持つ技術者と広く認められる資格です。

2. 最終処分場の定期検査の義務化

基準省令では、「焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設について、設置の許可を受けた者は、当該施設について定期的(環境省令で定める期間ごと)に都道府県知事の検査(技術上の基準に適合しているかどうかについて行う)を受けなければならないこと」とされています。定期検査の対象となる施設は以下の通りです。

- ① 一般廃棄物の焼却施設(市町村の設置に係る焼却施設を除く。)(廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。) 第 5 条第 1 項)
- ② 一般廃棄物の最終処分場(市町村の設置に係る最終処分場を除く。)(令第5条第2項)
- ③ 産業廃棄物の焼却施設(令第7条第1項第3号、第5号、第8号、第12号 及び第13号の2)
- ④ 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設(令第7条第1項第11号の2)
- ⑤ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設(令第7条第1項第12号の2及び第13号)
- ⑥ 産業廃棄物の最終処分場(令第7条第1項第14号)

特に維持管理方法として、第三者の立場で機能検査の出来る技術者による定期、 不定期の機能検査が、各トラブルを未然に防止する方法として重要で、「廃棄物処理 施設の発注仕様書の手引き」では、信頼のおける第三者機関(推奨事項)の検査を 実施することが望ましいとされています。

3. トラブル事例

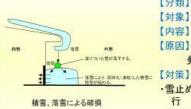
これまでの研究成果に基づいて、トラブル事例集として一般化して取りまとめたものから、 代表的な事例について、図や写真を踏まえて、オープン型最終処分場、被覆型最終処分場、浸 出水処理施設の専門分野別に、対象部位、トラブルの内容、トラブルの原因、解決策、機能検 査上のポイントについて、以下に示します。また、東日本大震災が起こりましたが、台風や地 震などの災害が発生した場合の臨時検査の対応についても記述しています。





(2)被覆型最終処分場トラブル事例

積雪、落雪による破損



【分類】被覆型最終処分場

【対象】被覆設備

【内容】積雪、落雪による破損

【原因】精雪の放置、雪庇の

発生、落雪により壁損傷

・雪止め、雪下ろし、除雪の励 行

・壁に保護を施す

●検査のポイント●

積雪状況、管理状況(雪下ろし、除雪等)の確認

被覆施設の膜面の汚れによる照度不足



【分類】被覆型最終処分場

【対象】被覆施設

【内容】膜面の汚れによる照度不足

【原因】ほこり、黄砂等による汚れ

【対策】・膜面の洗浄を実施

・照明設備を使用

被覆施設の膜面の汚れ

●検査のポイント●汚れ、照度の状況確認

埋立地内の換気不足発生、温度上昇



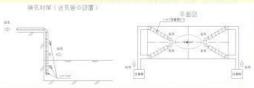
【分類】被覆型最終処分場

【対象】換気設備

【内容】埋立地内の換気不足発生、温度上昇

【原因】換気設備の不足、埋立地の形状

【対策】移動式送風機、ダクト等の設置



●検査のポイント●作業箇所の換気状況を確認

散水の不均一、散水できない箇所の存在

【分類】被覆型最終処分場

【対象】散水設備

【内容】散水の不均一

散水できない箇所の存在

【原因】・散水設備の選定、設定が不 適切

> ・投入設備等の存在で物理 的に散水不可能

【対策】・散水設備の再調整

・追加人力による散水

●検査のポイント●散水の目的と散水状況の確認 散水されない箇所の確認

投入時の粉じん発生



【分類】被覆型最終処分場

【対象】散水設備

【内容】投入時の粉じん発生

【原因】投入時の散水箇所、方法 が不適切

【対策】・投入地点へ事前に散水

・廃棄物へ事前に散水

・投入にあわせた散水実施



●検査のポイント●投入時の状況確認

未埋立区画のガス抜き管、遮水設備の破損



散水粉備の例

【分類】被覆型最終処分場

【対象】ガス抜き設備

【内容】未埋立区画のガス抜き管、遮

水設備の破損

【原因】台風、積雪等の影響

【対策】・ガス抜き管の補強 ガス抜き管の取り外し

ガス抜き管の破損例

●検査のポイント★ガス抜き管、遮水設備の状況確認

★台風や地震などの災害が発生した場合の臨時検査の対応事項

壁面、柱部のシートの破損

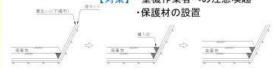
【分類】被覆型最終処分場

【対象】遮水設備

【内容】壁面、柱部のシートの破損

【原因】重機・搬入車両の接触、保護不足

【対策】・重機作業者への注意喚起



●検査のポイント●保護状況を確認、シート破損状況の確認

オープン型と比べ浸出水水質が高い傾向

【分類】 浸出水処理施設(被覆型最終処分場)

【対象】処理施設

【内容】オープン型と比べ浸出水水質が高い傾向

【原因】・計画的な散水のため自然降雨量に比べ水 量が少なく希釈効果小

【対策】・浸出水水質の定期的な測定による水質把 握と水質負荷に合った水処理運転の実施

検査のポイント●浸出水水質の把握、計画水質と現状水質 の相違の確認



(3)浸出水処理施設 トラブル事例

埋立地内貯水による水質悪化、未処理放流

【分類】浸出水処理施設

【対象】浸出水調整設備

【内容】埋立地内貯水による水質悪化、 未処理放流

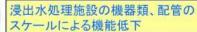
【原因】水処理施設や調整設備容量不足 【対策】・応急対策として埋立完了区域の

> シート等キャッピング ・簡易調整設備の設置(素堀り+ 遮水シート)

・簡易処理方式の検討(処理水量増加)

水処理施設の増設

●検査のポイント●埋立地内貯水状況・調整設備貯水能力・水 処理施設能力の確認



【分類】浸出水処理施設

[対象] 機器·配管

【内容】機器類、配管のスケールによる機 能低下

【原因】 焼却残さ埋立によるカルシウムス ケールの付着

【対策】・樹脂やライニング等スケール付 着しにくい材質に交換

・スケール分散剤添加設備の設置

·定期的清掃

(麻食筋所により対策を選択)

・埋立廃棄物の見直し

●検査のボイント●スケール付着箇所、状況の確認及び浸出 水カルシウム濃度の確認

浸出水移送配管のスケールによる詰まり

【分類】浸出水処理施設

【対象】機器·配管

埋立地内貯水状態

【内容】浸出水移送配管のスケールによる詰まり

【原因】焼却残さ埋立によるカルシウムス

ケールの付着

【対策】・送水配管のオープン化(メンテ容易性向上)

・スケール分散剤添加設備の設置

・定期的洗浄(洗浄桝、ノズル設置)



検査のポイント●水量、送水状況の確認及び浸出水カルシウム濃度の確認

機器類、配管の腐食による機能低下



砂ろ過塔腐食状況

配管内部

【分類】浸出水処理施設

【対象】機器・配管 【内容】機器類、配管の腐食による機能 低下

【原因】焼却残さ埋立による高濃度塩化 物による電気腐食

対策】・樹脂製品、ライニン 耐食材に交換または施工 ノグ製品等の

·電気化学的防食施工

·定期的交換

(腐食箇所により対策を選択)

・埋立廃棄物の見直し

検査のポイント●浸出水塩化物濃度及び腐食箇所、状況の確認、★機器破損及び配管破損・漏水状況の確認

★台風や地震などの災害が発生した場合の臨時検査の対応事項

硫化水素発生による酸欠・腐食(水槽・機器)

【分類】浸出水処理施設

【対象】水槽·機器他

【内容】硫化水素発生による酸欠・腐食(水槽・機器)

【原因】・硫酸塩を含む廃棄物の搬入(廃石膏ボード他)

・嫌気性環境における硫酸塩の還元による硫化水素の発生

【対策】・硫酸塩を含む廃棄物の搬入を防ぐ

・搬入時の目視検査の実施、必要に応じて搬入車両ごとの展 開検査の実施 破験塩 (廃石膏ボード 他)

内部貯留水の早期処理



内部貯留状態

検査のポイント●硫酸塩を含む搬入物の把握及び埋立地内 部貯留状況の確認(貯留量の推定) ★水槽・タンク類の漏水状 況の確認

台風や地震などの災害が発生した場合の臨時検査の対応事項

重金属類濃度規制値超過

分類】浸出水処理施設

【対象】処理施設

【内容】 重金属類濃度規制値超過(鉛、溶解性鉄、溶解性マンガンが高い例あり)

【原因】・重金属類を含む廃棄物の搬入(溶融飛灰他)

【対策】・アルカリ凝集沈殿による除去率向上の検討

凝集沈殿設備混和槽に液体キレート剤を必要量添加し沈 殿除去

・キレート樹脂吸着塔(一般重金属吸着用、水銀吸着用)を設置し吸着除去

凝集助剂

深和権 → 湖本権 → 湖本文際権 → 中初報 → むち過 → キレー・樹酢穀業権 →

●検査のポイント●重金属類を含む廃棄物の把握及び浸出水 重金属類種類、濃度の確認

処理水COD値の上昇

【分類】浸出水処理施設

【対象】処理施設

【内容】処理水COD値の上昇

【原因】・難分解性CODによる生物処理での除去率の低下及 び活性炭吸着能の低下

・埋立地内部貯留による難分解性CODの増加

【対策】・酸性凝集沈殿処理による除去率向上の検討

活性炭吸着処理設備の能力強化

・フェントン処理設備増設

·促進酸化処理設備增設 内部貯留水の早期処理

競 被集前 沿车助利 変和機 → 凝集機 → 凝集及機構 → 中和機 →

●検査のポイント●各処理工程でのCOD除去率の把握、凝集 処理薬注率の確認及び活性炭吸着能の確認

乾燥固化塩の処分先がない

【分類】浸出水処理施設(被覆型最終処分場)

【対象】処理施設

【内容】乾燥固化塩の処分先がない

【原因】有効な再利用先がない

【対策】・雪国での道路の凍結防止剤や皮革処理剤 等、一部実施例あり

> ・電解処理による次亜塩、酸、アルカリへの再 利用は検討中

●検査のポイント●乾燥固化塩の保管状況の把握



4. 最終処分場の機能検査の必要性

最終処分場は埋立開始後、概ね 15 年間使用します。埋立が終了すると最終覆土を 行って、閉鎖しますが、浸出水処理施設は廃止まで運転、維持管理を行わなければな りません。したがって、埋立開始から廃止までの長期にわたり安全で安心できるよう に、最終処分場を維持管理していくことが社会から求められています。

しかし、この間に計画時と異なる条件・環境となることもあります。このような場 合、予期できない種々の問題が発生することはやむを得ないことです。

機能検査を行うことで、これらの問題を早期に発見し対応することで、最終処分場 の機能を保全し、その能力を十分に発揮させることが可能になります。

そして、最終処分場の健全性が保たれれば、将来的には延命化や早期安定化に寄与 することもでき、維持管理費用も安くすることができます。

維持管理のポイントは、異常を早くキャッチして、確実に修復することです。

日々の維持管理で、以下に示すような経験はないでしょうか?

- ●途中で貯留構造物を嵩上げし、埋立容量を増加させた。 ⇒ 貯留構造物や遮水シートに負荷をかけていませんか?
- ●当初計画よりも長い期間埋め立てている。 ⇒ 遮水シートや貯留構造物、浸出水処理施設の耐久性に問題はありませんか? (破損、ひび割れ、腐食、機器の異常音、接触不良など)。
- ●当初計画とは異なる種類の廃棄物を埋め立てている。 ⇒ 浸出水原水および処理水の水質が計画値を超えていませんか?
- ●予想以上の集中豪雨があり、埋立地内に大量の内部貯水を行った。

⇒ 浸出水集排水管が詰まっているかもしれません。 遮水工が破損しているかもしれません。 浸出水の処理水量が計画値を超えているかもしれません。

- ●少し前に大きな地震があった。
 - ⇒ 貯留構造物や浸出水処理施設にひび割れが入っているかもしれません。
- ●ガス抜き管等が傾いていませんか。
 - ⇒ 遮水基盤が不等沈下を起しているかもしれません。
- ●最近、臭気がきつくなった。
 ⇒ 有害ガスが発生しているかもしれません。
 埋立廃棄物が計画時点と変わっていませんか?
- ●最終処分場周辺にカラスやカモメなど野鳥が多い。 ⇒遮水シートなどに野鳥が悪さをしているかもしれません。







5. 最終処分場の機能検査とは?

機能検査には基本型機能検査と標準型機能検査があります。

通常、依頼者と協議の上、まず基本型機能検査を実施します。最終処分場の機能 診断を行って、当該施設の現時点における機能の判定を行い、必要な提言を行いま す。さらに詳細な機能検査が必要な場合は依頼者と協議の上、標準型機能検査を実 施します。

5. 1 機能検査者の資格の種類

- ① オープン型最終処分場機能検査者
- ② 被覆型最終処分場機能検査者
- ③ 浸出水処理施設機能検査者



点検

5. 2 最終処分場における機能検査者の資格などの位置づけ

| 段階 | 計 画・設 計 | 施工 | 維持管理 | 閉鎖~廃止 |
|----------------|-----------------------|---|----------------------------|-------------------|
| 資格(事業者) | (処理業許可習得) | 処理業許可習得 | 技術管理 | 者の専任 |
| 資格(個人) | 技術士(各部門) RCCM(各部門) | 土木施工管理技士 建築施工管理技士 管工事施工管理技士 遮水工管理技術者 | 機能検査者 ・オープン型 ・被覆型 ・浸出水処理施設 | 都道府県の技官 |
| 検査時期 | 設計図書提出時 | 工事完了時 | 竣工、瑕疵担保、 5·10·15 年後 | 閉鎖時、廃止時 |
| 基準(廃棄物 処理法) | 構造基準 | 同左 | 維持管理基準 | 廃止基準 |
| 事業者の業務 | 施設設置許可取得 | | 使用前検査で承認 | 埋立終了届受理~ 廃止届受理 |

5.3 機能検査の実施内容

| 項目 | 実 施 内 容 |
|------|---|
| 検査時期 | 施工完了後、瑕疵担保終了時、その後5年後、10年後、15年後などでの定期検査、及び台風や地震などの災害が発生した場合の臨時検査 |
| 作業内容 | 専用の機能検査チェックシートによる判定、最終処分場全般的な検査による改善への提言 |
| 検査対象 | 貯留構造物、遮水基盤、遮水シート、保護マット、遮水シート損傷位置検知モニタリング設備、埋立ガス処理施設、地下水関連施設、浸出水集排水施設、雨水集排水施設、防災設備、道路、被覆設備、人工基盤、場内環境管理設備、安定化促進設備、搬入管理設備、浸出水処理施設ソフトウエア・ハードウエア |
| 検査種類 | 基本型機能検査(最終処分場の重要個所などのポイントの検査) 標準型機能検査(ご相談のうえ、別途見積いたします。) |



6. 検査方法

機能検査には、基本型機能検査と標準型機能検査がありますが、機能診断を行って、当該施設の現時点における機能の判定を以下のように示すとともに、必要な提言を行います。

- ① 現状のままの施設及び維持管理において、現時点で十分な機能を発揮している。
- ② 本業務で提言を行う範囲の管理運営上での対応により、現時点で十分な機能を発揮することが可能である。
- ③ 設備及び維持管理に必要な改善措置について提言する。
- ④ 現時点において機能を判定するにあたり、さらに各個別設備に対する詳細機能検査が必要である。
 - 注)機能検査前には、検査項目、検査方法、判定基準について、仕様書及びチェックート(案)を参考として、受託者が検討したものを検査計画書として発注者に事前に 提出し、承諾を受けることとしています。

6. 1 基本型機能検査(オープン型、被覆型、浸出水処理施設共通)

(1) 現地踏査

検査対象施設全体に対して、1日間の現地踏査を行い、各施設の状況を目視を中心として調査します。

(2) 資料調査

これまでに当該事業者が本施設において取得している廃棄物や浸出水の資料、改造工事などの記録などの提供を受け、最終処分場機能についての既存資料による調査を行います。

6. 2 標準型機能検査(オープン型、被覆型共通)

(1) 現地調査及び検査

最終処分場の各設備の維持状況について、目視・計器による測定等により確認するとともに、施設全体の維持管理状況を確認し、最終処分場機能の検査を行います。なお、各設備の機能検査は、3日間程度の現場調査とします。

(2) 資料調査

これまでに当該事業者が本施設において取得している廃棄物や浸出水の資料、改造工事などの記録などの提供を受け、最終処分場機能についての既存資料による調査を行います。

6.3 標準型機能検査(浸出水処理施設)

(1) ソフトウェア検査

本施設における浸出水関連データ(水量、原水水質、放流水質等の水質分析結果)、運転管理記録等をもとに、浸出水処理機能の検査を行います。

(2) ハードウエア検査

浸出水処理施設の各設備の維持状況について、目視、計器による測定などにより確認するとともに、浸出水処理施設全体の維持管理状況を確認し、浸出水処理機能の検査を行います。なお、各設備の機能検査は、3日程度の現場調査とします。



6. 4 設備機能に関する現場検査、廃棄物安定化状況に関する提言など

現場で行う各設備の機能検査などの方法は、次表のとおりです。

| /\ | | | カムは、人名のこのりで9 | |
|--------------|---------------------------------|--|---|--|
| 分野 | 設備 | 検査内容 | 検査対象 | 検査方法 |
| | 貯留構造物 | る構造用材料、部材が良好な 状態で維持されているかを 検査 | 形状(沈下、水平移動、クラック)、浸出水の流出 | 踏査、水の流出が確認された際には採水を行い、別途水質検査を実施 |
| | 遮水基盤 | 遮水基盤の変状を把握し、遮水機能が良好な状態で維持されているかを検査 | 地形の変形、気象などでの変状、物理的な力での変状、化学作用での変状、埋立用機械での変状 | 踏査(異常部は測量、変位測定)、採水、採水が可能な場合、別途水質検査を実施 |
| | 遮水シート | 遮水機能が良好な状態で維 持されているかを検査 | 外観、検知システム作動状態 | 全面外観目視、検知 システム作動 必要に応じて二次 検査を実施 |
| オープ | 保護マット | 遮水機能が良好な状態で維 持されているかを検査 | 外観(損傷、異常な伸び、膨ら み、接合部の剥がれ、表面硬 化、芽・根の貫通) | 全面外観目視、必要 に応じて二次検査 を実施 |
| ン型最終処分場 | 遮水シート損 傷位置検知モ ニタリング設 備 | 遮水機能が良好な状態で維 持されているかを検査 | 迅速性、正確性、信頼性、長 期安定性、操作性 | 動作確認、測定 |
| 処 分場、 | 埋立ガス処 理施設 | 埋立ガス処理施設が良好な 状態で維持されているかを 検査 | 管・面排水材の連続性・断面 変化、竪型管・法面管の安定 性、シート固定部の状況 | 目視 |
| 被覆型 | 地下水関連 施設 | 地下水関連施設が良好な状態で維持されているかを検 査 | 地下水関連施設 | 資料確認(水質検査 結果)、採水状況の 確認 |
| 被覆型最終処分場共通 | 浸出水集排 水施設 | 浸出水関連施設が良好な状態で維持されているかを検 査 | 管内部の閉塞、管の破損によ る変状 | 変状測定、浸出係数 の確認 |
| 分場共通 | 雨水集排水施設 | 排水溝による雨水集排水状 況や廃棄物との接触がない かを検査 | 排水溝の損傷、沈下・不当沈 下などの変状、ごみや土砂の 堆積状況などの確認 | 目視、変状測定 |
| 理 | 防災設備 | 防災設備が良好な状態で維 持されているかを検査 | 洪水時の流出抑制機能(竣工 時からの形状変化)、堆砂量、 排水溝による雨水集排水機 能、災害などによる変状 | 目視、変状測定、側 点の測量 |
| | 道路 | 道路が良好な状態で維持されているかを検査 | 搬入道路(場内道路以外)の 舗装面・安全施設、搬入道路 (場内道路)及び管理道路(周 回道路)の舗装面・安全施設 | 目視、水糸等を用いて目視 |
| | 廃棄物安定 化状況に関 する提言 | 既存資料による埋立開始後 の浸出水質等の変動から、廃 棄物の安定化傾向を把握し、 必要により、詳細調査や維持 管理方法を中心とした改善 案について提言 | 浸出水質、維持管理記録、その他の既存資料 | 既存データによる 傾向把握 |





| 分野 | 設 | 備 | 検査内容 | 検査対象 | 検査方法 | |
|----------|---------------|----------|--------------------------------------|-------------------------------|------------------------|--|
| 73 - 1 | 被覆記 | | | 基礎、外壁、内壁、屋根、天 | | |
| | 恢復ā | 又1佣 | | 井、躯体、雨漏り、漏水、そ | | |
| | | | で維持されているかを検査 | の他 | 査、その他 | |
| 被 | 場内 | 環境管 | 場内作業を行うにあたり、所定の安全な環境を維持できるように設置されている | | | |
| 覆 | 理設值 | # | 各機器が、所定の機能を果たしているかを検査 | | | |
| 型 | • 場内環境測 | | 場内環境測定機器が正常に | 粉じん計、酸素濃度計、ガス | | |
| 取 終 | 定機器 | | 機能しているかを検査 | 濃度計、温度・湿度計、その 他 | 機器による指示値の 適正度確認、定期検 | |
| 被覆型最終処分場 | | | | | 査確認、その他 | |
| 分坦 | • 作業環境関 | | 作業環境関連機器が正常に | 換気設備、照明設備、散水設 | 稼働状況を目視、異 | |
| 一约 | 連機器 | | 機能しているかを検査 | 備 | 音の確認、性能測 | |
| | - | | | 避難設備、通報設備、消火設 | 定、その他 確認試験、定期検査 | |
| | ・防火 | 〈設備 | 世報、用人表画が正常に機能しているかを検査 | 世無政備、地報政備、方久政 備 | 確認、その他 | |
| | | 各水処理 | — · | └™ stされてきたか否かを確認。確認 | | |
| | | | | 型理プロセス毎の計測値記録の ほ | ほか、活性炭等の入れ | |
| | ラ ト | | 录、機器及び消耗品の交換、補 | | -1. FF // LC = 7.63 | |
| | トウ | 水質 | 過去の水質記録をチェック し、処理水の水質が所定の基 | 原水及ひ処埋水 | 水質分析記録 | |
| | ンエア (処理機能) | | 準値以下で推移しているこ | | | |
| | | | とを確認 | | | |
| | | 処 理 | 運転管理記録により、各設備 | 水処理プロセス各部の計測値 | 運転管理記録(運転 | |
| | | 機能 | における異常の有無や特筆 すべき事項等を把握すると | の記録、薬品添加量の記録、 活性炭等の入れ替え等の記 | 管理記録、運転日 報、定期点検記録 | |
| | の | | ともに、機器及び消耗品等の | は、計測器校正記録、完成図 | 新、 足 | |
| | 検 <u>査</u> | | 修理、補修、取替え記録等を | 書、取扱説明書 | | |
| 漫 | 直 | | 照合することで運転管理の | | | |
| 浸出水. | | | 適否を確認 | | | |
| 水加 | | 土木 | 主に現場における検査を主 体として目視、視聴、接触の | 水槽類、スラブ、床 | 目視 | |
| 理 | ハードウェアの検査 | 構造 | 他、必要に応じて計測器を使 | | | |
| 処理施 | | 物 | 用して実施。なお、現場検査 | | | |
| 設 | | 機械 | は、浸出水処理に支障を来た | 搭槽類(砂ろ過、活性炭吸着塔 | 目視、運転管理記録 | |
| | | 構造 | さないよう可能な範囲で実 施するとともに、目視等の点 | など)、作業架台、階段、手摺 | | |
| | | 物 | 検が実施不可能な部分につ | り、薬品貯槽類、配管類 | | |
| | | | いては、施設維持管理者への | 回転機器類(ポンプ、ブロワ、 | 目視、視聴、接触、 | |
| | | | ヒアリング調査等を判定材 | 攪拌機等) その他機器類(脱 | 運転管理記録、必要 | |
| | | 類 | 料にすることができます。 | 水機等) 計測機器(現場指示 | に応じて温度計測 | |
| | | | | 型圧力計、流量計、温度計等) | | |
| | | 電気 | | 制御盤、操作盤、計器類(指示計、記録計、調節計等)、計器 | 目視、動作確認、運 転管理記録 | |
| | | 計 装 | | ー ロンサー類(pH 計、DO 計、ORP | TA 日 T 10 型水 | |
| | | 設備 | | 計等)、制御用コンピュ | | |
| | | | | ーター、電気配線 | | |



報告書



7. おわりに

NPO・LSA 最終処分場機能検査者資格認定専門委員会では機能検査者が最新の知見を得るべく更新講習を定期的に実施しています。

最終処分場の機能検査は機能検査登録済みの検査団体が実施します。

機能検査の実施団体登録は無料ですので、機能検査者が在籍されている団体は積極的な団体登録をして頂き、機能検査を実施してください。

機能検査に関するお問い合わせは最終処分場技術システム研究協会事務局あるいは機能検査実施団体にお願いします。

<機能検査登録済みの検査団体>

| ・NPO・LSA ・太陽工業株式会社 ・株式会社建設工学研究社 ・株式会社エイト日本技術開発 ・日新工業株式会社 ・三ツ星ベルト株式会社 ・株式会社建設技術研究所 ・株式会社オオバ ・株式会社エックス都市研究所 ・株式会社エックス都市研究所 ・株式会社エックス都市研究所 ・株式会社エックスを社 ・株式会社モーリ ・株式会社環境生物化学研究所 | 電電電電電電電電電電電電話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話話 | 03-3280-5970 06-6306-3095 072-773-2011 03-5341-5137 03-3882-2542 078-685-5771 03-3668-4063 022-217-1434 03-5956-7500 0798-32-8360 03-3746-7681 022-727-7632 0287-92-5723 |
|--|---|--|
| • 株式会社環境生物化学研究所 | 電話 | 0287-92-5723 |

●検査費用などについては、上記登録検査団体までお問い合わせください。

機能検査のご相談は、以下にお願いします



特定非営利活動法人 最終処分場技術システム研究協会 (略称:NPO·LSA)

〒108-0074 東京都港区高輪3-23-14 シャトー高輪401号室 TEL 03-3280-5970 FAX 03-3280-5973

E-mail npo-lsat1@npolsa1.onmicrosoft.com

URL https://www.npo-lsa.org/